

香川県シルバー人材センター連合会

令和3年度 事業計画

基本方針

我が国では、少子高齢化が加速し、労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力や経験を活かして活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現が強く求められており、40年以上にわたって就業を通じて高齢者福祉を推進しているシルバー人材センター（以下「センター」という。）の果たす役割の重要性と地域社会の期待はますます大きくなっている。

一方、ここ数年における本県シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の実績は、全国と同様に、会員数や受注件数は減少傾向にあり、契約金額についても、派遣事業は堅調に推移しているものの、請負事業は減少するなど厳しい状況が続いている。こうした中、令和元年度の会員数は、9年振りに増加に転ずることができたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、再び減少する見込みであり、会員拡大の取組みの強化が急務となっている。

こうした中、全国シルバー人材センター事業協会では平成30年度から令和6年度まで「第二次会員100万人達成計画」に取り組んでいるところであり、令和3年度は重要な折り返しの年を迎えている。感染症の収束が見通せていない逆風の中であるが、感染拡大防止と事業活動の両立という難しい課題に、全シ協・連合会・県内センターが今こそ一丸となって積極果敢に次の重点事業を推進していかなければならない。

① 安全の確保

「安全・安心なシルバー事業」はシルバー事業遂行の基幹をなすものであり、安全意識の向上や事故発生の要因分析、防止対策の周知・徹底等によりなお一層の安全の確保に努める。とりわけ、損害賠償事故が依然として深刻な状況であることに鑑み、重点的に防止対策を行う。

② 適正就業の徹底

シルバー人材センター制度は、公費の補助を受け、届出による派遣事業が認められるなど、法令等で優遇されており、運営に当たって法令違反という疑念が生じてはならない。このため、国が定めた「適正就業ガイドライン」の活用はもとより、常に厳正な自主点検等により適正就業を確保する。併せて、公正・公平な就業機会の提供に努める。

③ 事務局職員の人材育成を通じた組織の活性化

人的資源の多様性を活かし、シルバー事業全体に精通した職員を育成するとともに、業務の改善・効率化を図るため、センター内での人事異動をはじめ、センター間での交流人事について、積極的に推進・促進する。

④ 会員の拡大

第二次会員100万人達成計画に基づき、「PDCAサイクルによる目標管理」や高齢者活躍人材確保育成事業との連携強化を通じて会員の拡大を図る。

具体的な重点施策としては、女性会員の拡大が最も重要であり、高齢者人口及び会員の男女割合から鑑みて拡大余地が大きい。なお、女性会員拡大は、単なる会員拡大のための方法ではなく、わが国の近年の政策課題である男女共同参画社会の実現に向けた目標の一環であり、役職員や各種委員会においても女性の登用を推進すべきであり、そのことで相乗効果が期待できる。

一方、退会を抑制することも会員拡大に有効であり、就業機会が少ない、あるいは未就業の会員への個別対応は、様々な事情があつて難しい面があるが、センターへの帰属意識を高め、会員定着のための基本である。

⑤ 地域との信頼関係の確立

地域社会の一員として存在意義を高めていくため、ボランティア活動等の地域社会活動に積極的に参加するとともに、地域の課題解決などに取り組むため、地方公共団体や事業主団体等との連携の強化に努める。

⑥ 多様な働き方の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、センター事業の根幹である請負就業に加えて、シルバー派遣や職業紹介による働き方を推進する。また、入会希望者や新規会員に対し、希望する就業機会を早期に提供するため、求人情報とのマッチングにとどまらず、就業開拓に注力する。さらに、令和元年度末に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）」に基づく業務拡大の指定を受けていることを踏まえ、関係法令の遵守に努めながら、該当分野の派遣事業を積極的に推進する。

⑦ 感染防止対策の徹底と積極的な事業展開

本県では、令和2年3月17日に初めての感染者が確認されて以来、1年余りが経過し、感染防止対策がある程度定着し、ワクチン接種についても段階的に進められるものと期待されている。しかし、シルバー事業については、高齢者ほど重篤化しやすいと言われていることから、会員が安心して就業できるよう、特に感染防止対策を徹底することはもとより、コロナ禍における新たな生活様式や就業形態への移行を推進する。

難しい課題ではあるが、今後とも、シルバー事業を継続・発展させていくことの使命感を共有し、可能な分野から感染収束後を見据えた積極的な事業展開を図ってまいりたい。

I シルバー人材センター事業

1 広域受託調整

県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、香川県内で実施する仕事について、香川県及び民間事業所から有償で受託し、これをセンターと共同でセンターの会員に提供する。

2 職業紹介

職業紹介事業の実施事業所を通じて、県内の高齢者を対象に、職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の職業紹介事業に係る統括管理等を行う。

3 労働者派遣

労働者派遣事業の派遣元事業主として、実施事業所であるセンターを通じて、会員の派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域における派遣事業の充実・発展を図る。

また、本県の有効求人倍率は常に全国上位であり、県内事業所の労働力不足は常態化していることから、ハローワークをはじめ各種求人情報を活用し、就業率の向上はもとより、地元経済の発展に貢献する。

一方、派遣労働会員及び職員について、健康障害の防止や健康の保持増進を図るうえで基本となる対策等について調査審議を行う衛生委員会を運営する。

4 調査研究

県内全域の事業を発展・拡充するため、高齢化の状況、高齢者を取り巻く雇用失業情勢及び地域社会のニーズなどを分析し、広域的な仕事の需給調整や事業の共同化など、県内のシルバー事業の質の向上と効率的な運営を図るための特定のテーマに関する調査研究、高齢者の就業に対する意識の変化、各地域の仕事のニーズやシルバー事業への評価に関する調査、健康づくりの推進に関する調査、1年度間の本事業の実績の集計等を行う。

シルバー事業の実績及び調査結果については、事務所での閲覧及びホームページ等により公開を行うとともに、必要に応じて行政庁、県民及びマスコミなど関係方面に提言活動を行う。

令和3年度の具体的内容は次のとおりである。

- ① 県内全域のシルバー事業実績の集計及び分析
 - 1) 月次統計の集計・分析
 - 2) 業務の年間統計、各センターの概要・実績等をまとめた資料「業務年報」の作成
- ② 『シニアレディ活躍会議』の運営による女性会員拡大施策の企画・立案
 - 1) 構成委員の増員によるオピニオンリーダーとしての役割定着化
 - 2) シルバー事業に関する提言や発信力の強化

5 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、広報委員会を中心に、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者自身に対する意識啓発を行う。

令和3年度の具体的内容は次のとおりである。

【指導・助言・研修、情報提供等の内容】

- ① シルバー事業の意義と基本的な理念及び仕組みの理解の促進
- ② 県民、官公庁、事業所に対するシルバー事業の普及啓発及び高齢者の入会促進の強化
- ③ 機関誌やホームページ、行政機関広報、情報誌等を活用した啓発・広報

【県民、事業所、官公庁等への普及啓発の内容】

- ① 広報委員会の開催（2回）
- ② 機関誌やホームページ等を活用した周知・広報
 - 1) 機関誌『シルバーかがわ』の発行（2回）
 - 2) ホームページの更新
- ③ カレンダー及びセンターと連携したリーフレットの作成
- ④ センターの活動事例等のマスメディアへの情報提供及び取材協力
- ⑤ 普及啓発月間（10月）における普及啓発
 - 1) 「シルバーの日」（第3土曜日）の設定
 - 2) ボランティア等社会参加活動の推進
- ⑥ 啓発パネルの貸出し
- ⑦ 女性向け入会促進ポスター、リーフレットの作成
- ⑧ 県や市町の広報誌、事業主団体等の機関誌への広告掲載
- ⑨ センター公用車を活用した啓発広告の実施
- ⑩ 新聞、テレビ、映画、Web 及びラジオ等による広報
- ⑪ 女性の入会促進に関するセミナーの開催

6 安全・適正就業の推進

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、安全・適正就業委員会を中心に、安全・適正就業推進計画等の策定、安全・適正就業の推進に係る指導・助言・研修、情報提供を行うとともに、センターの会員の安全意識の高揚と啓発活動を行う。

令和3年度の具体的内容は次のとおりである。

【指導・助言・研修、情報提供等の内容】

- ① 安全・適正就業体制の整備、安全・適正就業対策の企画・実施
 - 1) 安全・適正就業委員会の開催（3回）
 - 2) 安全・適正就業推進計画の策定

- 3) 安全・適正就業対策推進会議の開催（2回）
- ② 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ
 - 1) 事故報告書等の作成
 - 2) 安全就業パトロール推進員の設置
- ③ 安全・適正就業に係る取組事例等の提供
- ④ 受託事業の点検による適正就業の推進
 - 1) 「自主点検表」の活用及び現地確認による適正就業の徹底
 - 2) 契約書締結の厳守
 - 3) 「受注リスト」に基づく点検及び改善指導の実施
- ⑤ 「適正就業ガイドライン」に基づく、適正就業についての会員や発注者の理解の徹底

【高齢者の安全意識の高揚と啓発活動の内容】

- ① 「シルバー安全の日」（毎月10日）の実施
- ② 安全・適正就業推進強化月間（7月）における巡回パトロールの実施
- ③ 安全就業推進強化キャンペーンの実施
 - 1) 除草作業中の事故防止キャンペーン
 - 2) 剪定作業中の事故防止キャンペーン
- ④ 「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」の推進
- ⑤ 交通安全教室の開催
- ⑥ 除草作業安全研修会の開催
- ⑦ センター会員健康管理の推進
 - 1) 自己管理・申告の徹底
 - 2) 健康情報の提供
- ⑧ 安全・適正就業啓発資料の配布等
 - 1) 安全就業リーフレットの作成
 - 2) 安全就業に関するビデオ・DVDの貸出し
- ⑨ 「事故件数50%以上削減」運動の実施

7 就業分野の開拓・拡大

県内全域で高齢者が自らの能力や希望に応じた公平な就業機会を享受できるよう、就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

令和3年度の具体的内容は次のとおりである。

【指導・助言・研修、情報提供等の内容】

- ① 県内全域で取り組む仕事や独自事業及び新たな就業分野を開拓・拡大するための企画、実施
- ② 今後の高齢者や女性が魅力を感じる職域拡大と入会を促進するための企画、実施
- ③ 県内の高齢者が就業可能な仕事の開発・開拓、県内のニーズに対応する仕事の企

画、実施

【就業開拓、仕事の需給調整の内容】

- ① 高齢者活躍人材確保育成事業の推進
シルバー事業の周知・広報をはじめ、就業に対する関心や意欲を醸成するためのセミナーや就業に必要な知識や技能の付与を目的とした講習を実施
- ② 国、地方公共団体及び地域諸団体との連携強化
- ③ 福祉・家事援助サービスなど成長が見込まれる分野の就業開拓
- ④ 高齢法に基づき指定を受けた分野の業務拡大の推進
- ⑤ センターの就業開拓推進員や就業機会創出員に対する活動支援
- ⑥ 「シルバーしごとネット」等を活用した発注者とセンター間における需給調整

8 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに知識・企画力の向上を図るため、感染症の動向に留意しながら、全シ協主催研修等に参加し、センター役職員等の研修などを行う。

令和3年度の具体的内容は次のとおりである。

- ① 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報提供
大規模災害や感染症など、近年、深刻な社会問題となっている事象が発生した場合に備え、国や自治体、全シ協からの情報収集に努めるとともに、円滑な連携・協力が行える体制を整備する。
- ② 事業推進に係る事務処理及び会計・税務処理
- ③ 法令遵守の業務運営及び事務処理
- ④ 会員の事業運営の参画・活用等による経費支出の見直しなど運営努力による効率的な事業の実施、就業機会の拡大による財源の確保
- ⑤ 連合会とセンター間での情報・課題の共有化と課題解決への取り組み
 - 1) 理事長・会長会議、事務局長会議の開催
 - 2) 業務担当者会議の開催
 - 3) 女性会員拡大に関する連絡会議の拡充・開催
 - 4) その他全シ協の指導・支援による会議等の開催
- ⑥ 交流研修事業の企画、実施
 - 1) 安全・適正就業推進員研修、福祉・家事援助サービス担当者研修、会計経理担当者研修、業務担当者研修の開催
 - 2) 派遣システム入力等の指導
 - 3) 消費税の改正に伴う研修・周知
 - 4) 会員拡大に関するセミナーの開催

⑦ 全シ協の主催する研修会等への参加

- 1) 全シ協による理事長会議、事務局長会議、福祉・家事援助サービス担当者会議、
会員拡大・就業開拓担当者会議、安全就業指導員会議、派遣元責任者講習会及び職
業紹介責任者講習会への参加
- 2) 四国ブロックシルバー人材センター協議会役員会、幹事会、役職員研修会及び担
当者研修会への参加

⑧ 指導相談事業の実施

- 1) 国・県による立入検査の立会い及び指摘事項の改善指導
- 2) 全シ協個別指導に対する協力
- 3) 会計経理の個別指導

Ⅱ 法人管理事業

1 会員の状況

令和3年3月末現在における会員数は、正会員 15 団体（法人センター12 団体、小規模センター3 団体）、特別会員 3 団体、賛助会員 13 団体、合計 31 団体となっている。

現在、全ての市町にセンターが設置されているが、小規模センターは法人センターと比べて事業規模が小さく、事務局長や事務職員が社会福祉協議会の職員と兼務しているなど、課題が多い。小規模センターの業務の適切かつ効率的な運営と事業の発展のために、専任体制にするよう努力するとともに国庫補助対象としての条件を満たす小規模センターの独立法人化を促進する。

2 諸会議の開催

当連合会の運営に関して、定款に基づき、次のとおり会議を開催する。

なお、会議開催に当たっては、常に感染症の状況を的確に把握し、開催時期や開催方法を適宜調整する。

会 議 名	開催回数
定時総会	1 回
理事会	4 回